

平成23年度の特定健診受診者に係る「特定保健指導」委託健診機関一覧

健診機関名	所在地	職場健診利用者 住民健診利用者		人間ドック 利用者		他の健診機関 利用者	
		H22	H23	H22	H23	H22	H23
1 茨城県総合健診協会	水戸市笠原町489-5 029-241-0011	○	○	○	○	○	
2 日立メディカルセンター	日立市東多賀町5-1-1 0294-34-2105	○	○	○	○		○
3 取手北相馬保健医療センター 医師会病院	取手市野々井1926 0297-78-6111		○		○		○
4 日立製作所日立総合病院 日立総合健診センター	日立市城南町2-1-1 0294-23-3971			○	○	○	○
5 日立製作所ひたちなか総合病院 総合健診センター	ひたちなか市石川町20-1 029-354-6795			○	○		
6 茨城県メディカルセンター	水戸市笠原町489-4 029-243-1114			○	○	○	○
7 水戸済生会総合病院総合健診センター	水戸市双葉台3-3-10 029-254-9044			○	○		
8 東関東クリニック	水戸市白梅3-4-8 029-221-1200			○	○	○	○
9 大洗海岸病院	大洗町大貫町915 029-267-2191			○	○	○	○
10 白十字総合病院健診センター	神栖市賀2148 0299-93-1779			○	○		
11 石岡市医師会病院健診センター	石岡市大砂10528-25 0299-23-4113			○	○	○	○
12 霞ヶ浦成人病研究事業団健診センター	阿見町中央3-20-1 029-887-4563			○	○		
13 牛久愛和総合病院総合健診センター	牛久市猪子町896 029-873-4334			○	○		○
14 筑波メディカルセンター・ つくば総合健診センター	つくば市天久保1-3-1 029-856-3500			○	○	○	○
15 筑波記念病院・ つくばトータルヘルスプラザ	つくば市要1187-299 029-864-3588			○	○		
16 総合守谷第一病院健康増進センター	守谷市松前台1-17 0297-45-9912			○	○	○	○
17 JAとりで総合医療センター	取手市本郷2-1-1 0297-74-5551			○	○		
18 つくばセントラル病院	牛久市柏田町1589-3 029-872-1771			○	○		
19 神立病院健診センター	土浦市神立中央5-11-2 029-831-9711				○		
20 総合病院土浦協同病院 農村健康管理センター	土浦市真鍋新町9-35 029-826-3221			○	○	○	○
21 龍ヶ崎済生会病院総合健診センター	龍ヶ崎市市中里1-1 0297-63-7111				○		○
22 古河赤十字病院	古河市下山町1150 0280-23-7070			○	○	○	○
23 城西病院城西総合健診センター	結城市結城10745-24 0296-33-0115			○	○	○	○
24 池袋ロイヤルクリニック	東京都豊島区東池袋1-21-11 オーク池袋ビル10F 03-3989-1112			○	○		○
25 自治医科大学健診センター	栃木県下野市祇園2-35 0285-44-2100			○	○	○	○

※平成23年度に特定健診を受けた方の保健指導は、No.1～No.25の機関において実施します。
 ※上記以外の生活習慣病委託健診機関及び人間ドック指定健診機関において特定健診を受診した方の「特定保健指導」は、「他の健診機関利用者」欄に掲載している健診機関となります。

平成23年度 特定健康診査と特定保健指導の受け方

前回いばらき共済3月号で平成23年度の特定健康診査と特定保健指導の実施について掲載しましたが、ここでは受診の方法について説明します。

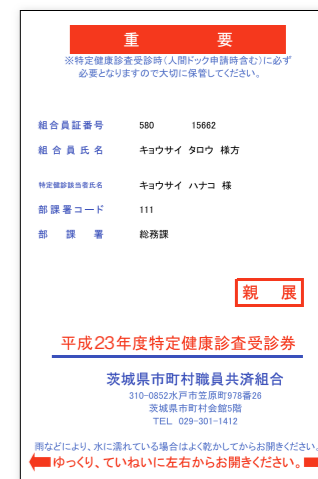
特定健康診査の受け方

40歳以上75歳未満の組合員の被扶養者、任意継続組合員（被扶養者を含む）に対して、右記の受診券を5月下旬に交付しますので下表の3つの方法により特定健康診査を受診することになります。

また、4月2日以降被扶養者として認定された方が、認定前の加入保険にて健康診断を受けていないときは特定健康診査を受診することができますので、希望する場合は各所属所の共済事務担当課まで申し出てください。

4月から5月の住民健診により受診するときは、「受診券」の交付が間に合いませんので組合員証（被扶養者証）のみで受けてください。

年度途中で任意継続組合員となられた方は、自宅へ受診券を直接送付しますが、すでに人間ドック及び事業主健診（職場健診）を受けた場合は特定健診を受診したこととなるため、お送りしました受診券は不要となりますので返戻ください。



※はがきサイズの着せ替え式、広げると3面で両面印刷となっています。

	住民健診	医療機関	人間ドック
受診場所	居住地の市町村役場の指定箇所	集合契約医療機関 (共済組合ホームページ参照)	人間ドック契約健診機関 (いばらき共済3月号または 共済組合ホームページ参照)
持参するもの	・受診券 ・組合員証（被扶養者証）	・受診券 ・組合員証（被扶養者証） ・昨年度の健診結果表	・利用承認書 ・組合員証（被扶養者証）
自己負担	1,000円	1,000円	健診料金から共済組合の助成金を控除した額 ※健診機関ごとに異なります。
その他	健診日は、居住地の市町村役場へ確認してください。	予約時に特定健診が実施できるかを確認してください。	人間ドック利用申請書に受診券を添付のうえ共済組合に申請してください。

※「持参するもの」のなかで、任意継続組合員の方は任意継続組合員証（被扶養者証）となります。

特定保健指導実施者の選定

特定健康診査を実施した結果、メタボリックシンドロームに該当した方（40～58歳）を抽出します。

その方を対象に所属所を経由してアンケート調査を行い、特定保健指導実施者を決定します。

特定保健指導を受けることができる健診機関は次表のとおりとなり、原則として特定健康診査を受診した健診機関で特定保健指導も受けることとなります。

特定健康診査を受診した結果、医師から治療を受けるよう指導があったときは必ず医療機関で治療を受けてください。

※任意継続組合員の方は特定保健指導の対象外となります。

